

おしらせHOTコーナー

特定健診はお早めに!

特定保健指導の通知を発送します!

特定健診の結果をもとに、生活習慣病のリスクのある対象者へ、通知を発送します。
ご自身の健康管理のため、ぜひご利用ください。

特定保健指導は…

- ①利用料は無料です。
- ②メセナなどの会場か、ご自宅への訪問を選択できます。

専門家による6カ月のプログラムです。
面談などを通じて、生活習慣を改善するチャンスです!



問国保年金課 ☎825

ふれあい福祉コーナー

災害時要援護者の登録

市では、災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速かつ円滑に行うため、災害時に自力で避難ができず、支援を必要とする方を対象に災害時要援護者名簿への登録を受けています。

この名簿は、市の関係部署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、草加警察署、居住する地域の町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、担当のケアマネジャー、個別計画に記載されている支援者に提供し、災害時の安否確認や避難支援などに役立てます。

要援護者とは

本人や家族の力だけで避難が難しい方で、次のいずれかに該当する方で、健康に不安を抱えている方で、65

要援護者情報の登録方法

八潮市災害時要援護者避難支援個別計画書兼登録申請書(社会福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、市内公共施設または市ホームページで入

手)に必要な事項を記入し、窓口または郵送で社会福祉課へ
※申請書の入手や届け出が困難な場合は社会福祉課へご連絡ください。
※支援に必要な個人情報や避難支援者に提供することに同意していただきます。また、登録情報に変更があった場合は、届け出が必要です。

登録する皆さんへのお願い

- ▼日頃から地域の方との交流を深め、どのような支援が必要か話し合ってください。
- ▼防災訓練などに積極的に参加し、避難経路や危険箇所、避難所などを確認してください。
- ▼日常生活で必要となる物をいつでも持ち出せるように準備してください。
- ▼町会・自治会に加入していない方は、積極的に加入してください。

問社会福祉課 ☎802

法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

後を絶たない原野商法の二次被害~こちらから連絡していないのに「別荘地などの土地を買い取る」などという勧誘には要注意!

事例

70代男性のケース：昭和60年ころ、那須の山林を300万円で購入した。先日、知らない不動産業者から「那須の山林を売ってください。」との電話があり、自宅への訪問を許したところ、「〇〇さんの山林だけでは買主がいません。」「当社も那須に土地を持っており、この土地と併せて売るならば買取希望者がいます。」「当社の土地は500万円になりますが、〇〇さんの山林と併せて売れば800万円以上で売れますから。」などと勧誘されて、結局、別の土地を買わされてしまった。

問題点と解決策

原野商法の二次被害が、ここ数年ほどの間に急増しています。原野商法とは、価値に乏しい原野を高額に売りつけるもので、1960年代から1980年代にかけて多発しました。「別荘地として値上がりする」「近々、駅ができる予定である」などと言われて購入したところ、実際には買い手が付かず、被害者としては高額の代金を支払わされたうえに、価値のない土地を抱えて、その税金や管理費用に悩まされるところとなりました。原野商法の二次被害は、そのような被害者の、できれば原野を売却して手放したいとの思いに付け込みます。業者は、被害者側からは何の要請もないのに一方的に電話をかけてきて(不招請勧誘)、被害者の所有する原野を買い取るなどと言い、自宅に訪問するや「値上がりする土地がある。お手持ちの土地を下取りにすれば差額で安く購入できる。」であるとか「お手持ちの土地だけでは買主がいない。当社の土地と併せて売るのであれば買取希望者がいる。」などと言って、結局は別の原野を高額で売り付けます。対策としては、「土地を売りたい人がいる」「高値で売却できる」などの勧誘を鵜呑みにしないこと、とりわけ不招請勧誘の電話には注意をし、不審に思ったらきっぱりと断って電話を切ることです。契約をしてしまった場合には、速やかに、お近くの消費生活センターや弁護士会などに相談しましょう。解決をうたう悪質業者による被害も発生していますので、相談先にもご注意ください。
問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 土屋(弁護士)

行ってみたいな となりまち



近隣4市1町のイベント情報をお知らせします。
ぜひ、お出かけください。

三郷市

三郷ハイアンフェス
9月23日(祝) 午前10時~午後5時
(雨天中止)

場におどり公園(つくばエクスプレス三郷中央駅前)
インフラダンス、ウクレレ体験、ハワイアンフードやグッズ販売、ハワイからのゲストライブほか

問三郷ハイアンフェス運営委員会 ☎090-7832-7538

松伏町

まつぶし町民まつり2017
10月15日(日) 午前10時~午後3時
30分

場松伏記念公園ほか
内特産品「まつぶし逸品」開発試作品配布ブース、宮城県亘理郡山元町のりんごなどの販売ブース、まつぶしOXクイズ2017、キャラクターショーなど

問まつぶし町民まつり実行委員会事務局(松伏町役場環境経済課内) ☎991-1854

越谷市

第43回越谷市民まつり
10月8日(日) 午前9時~午後4時

場越谷市役所周辺
※当日は会場周辺の交通規制を行います。

問交通安全パレード、各種模擬店、フリーマーケットほか

吉川市

問越谷市民まつり実行委員会(観光課内) ☎967-1325

インターナショナル・フレンドシップパーティー
9月24日(日) 午前11時~午後2時
まで
場おあしす多目的ホール
内外国の方による日本語のスピーチや民族の踊り、いろいろな国の屋台(一品100円)など

草加市

問市民参加推進課 ☎92-9685

第15回草加宿場まつり
10月1日(日) 午前10時~午後5時
場草加駅・旧日光街道沿い周辺
内大名行列や子どもパレード、お神輿、模擬店や街道パフォーマンスなど

問草加宿場まつり実行委員会事務局 ☎922-0796

図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

■一般書

「M」

「少女は夜を綴らない」

「絢爛たる奔流」

「ネメシスの使者」

「とるとだす」

「児童書

「オレンジ色の不思議」

「うし」

「妖怪美術館」

「おじいちゃんのふしぎなピアノ」

「たいふうのひ」

「10月の上映会の日

「八條図書館

「児童向け11日(日)・8日(日)・22日(日) 午前11時~一般向け11日(日)・15日(日)・22日(日) 午後2時~

「八幡図書館

「児童向け11日(日)・22日(日) 午後2時~

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

10月の休館日

八幡・八條図書館

2日(月)・10日(火)・16日(月)・23日(月)・30日(月)

八條図書館特別整理休館

17日(火)・20日(金)

駅前出張所図書窓口

毎週土・日曜日・9日(祝)

☎995-6215

☎994-5500